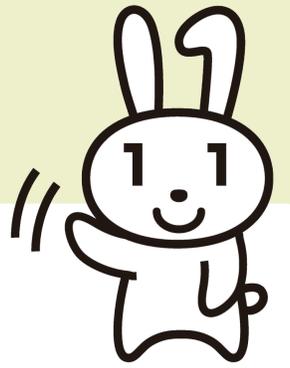


住所異動に伴うマイナンバーカードの 住所変更のお手続き



1 住所変更のお手続き

- ・住所異動の手続きをする際に合わせてマイナンバーカードの券面記載事項変更手続き(マイナンバーカードの住所変更)をします。
- ・手続きの際にマイナンバーカードをお忘れの方は後日、マイナンバーカードの券面記載事項変更手続きにお越しください。

以下の理由によりマイナンバーカードが失効してしまいます。

- ・市外からの転入後、転入届を出した日から90日以内にマイナンバーカードの継続利用手続きをしない
- ・転出予定日から30日以内に転入届を出していない

等



マイナンバーカードの券面記載事項を変更すると、署名用電子証明書(英数6-16桁の暗証番号を用いるもの)が失効してしまいます。必要な方は再度発行します。

2 転入届に併せたマイナンバーカードの 券面記載事項変更手続きについて

窓口に来られた方	必要なもの
本人	<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード・数字4桁の暗証番号(住民基本台帳用)
同一世帯の方 法定代理人の方	<ul style="list-style-type: none">・本人のマイナンバーカード・数字4桁の暗証番号(住民基本台帳用)
別世帯の方	<ul style="list-style-type: none">・本人のマイナンバーカード・委任状<ul style="list-style-type: none">-券面記載事項変更手続きを委任する旨-数字4桁の暗証番号(住民基本台帳用)を記入して、本人が署名又は記名押印のうえ、封筒等に入れて封をした状態のもの <p>※暗証番号をお間違えの場合は手続きが完了しません。</p>

